

工事書類の印影の変更について

国の推進する押印廃止の取組に倣いまして、2023年4月1日以降、工事書類(※)に表示される各担当者の印影が以下のとおり変更となります。

(※)対象の工事書類は以下とおりです。

- ・履行報告書
- ・工事施工協議簿
- ・立会願

○変更前：担当者姓の入った印影

(例)

主任監督員	監督員		現場代理人
主任	監督		現場



○変更後：丸印

(例)

主任監督員	監督員		現場代理人
○	○		○

以上、ご理解ご協力の程よろしくお願いたします。